

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第八節 全自動車の争議

一、春季闘争

全自動車傘下の各組合は、朝鮮戦争後の物価騰貴に対処して、賃上げ要求を提出した。たとえば長野トヨタ労組は一月二六日すでに最低八〇〇円、最高一、二〇〇円の賃上げを獲得し、東京鍛工では現行一〇、八〇〇円を実働八時間で一二、〇〇〇円にする要求を提出して、一月末から時間外作業、休日出勤拒否の闘争を展開し、二月九日ついに無期限ストに入った。さらに全自動車労組東海支部傘下の三重日産分会は二月二日、三割の賃上げを決定し、トヨタ拳母分会では、(一)療養手当を全額出せ、(二)出張旅費を改訂せよ、(三)特殊作業手当を現行の三倍にせよ、などを要求し、また日本電装分会は五〇年暮に一、五〇六円を要求した結果、会社側は五〇〇円の回答をもってきたため、不満として交渉を続けている。このように各地で闘争がくすぶりはじめたさなかに、日産では三月二〇日の執行委員会で要求額一四、五三六円を、いすずでは一三、二六六円を決定し、トヨタと歩調をそろえて賃上げの火ぶたをきることになった。

この情勢にもとづいて全自動車労組は四月七日から九日まで大会をひらいて春季闘争方針を検討し四月一五日以降もっとも有効な日に一斉ストを行うことを決定し、さらに「賃金共闘連絡会の質量ともに発展する中で共闘拡大を行い、これと併行して中央労組の結成運動を進める。この運動の中で総評系各労組との共闘、金属労働者の結集、未組織労働者の組織化」をすすめることを決定した。この大会でスト権を移譲された全自動車中央執行委員会は四月一六日に、二一、二日ごろ統一的なストライキに入る旨を決定した。かくして日産では四、二六一円の賃上げ、地方税の会社負担、四月からのスライド制復活などの組合要求にたいして、四月一三日会社は実質的には約六五〇円のアップである増産手当の増額などを回答、さらに一八日には本年六月までの暫定協定として、増産手当を二、〇〇〇円にする旨を回答したが、組合はこれを不満として二日に二四時間ストを行った。またトヨタでは三、八八四円の賃上げを要求し、一日と三日の経営協議会で会社は昇給を認めて約一、〇〇〇円を出す、額は未定であるが賞与も出す、二月の仮払賃金一二、八五八円を定期間内に得られるようにする等の回答を行ったが、組合は一六日以後特需以外の残業拒否に入り、二〇日の経協以後二日には二時間スト、二三日には部分ストを行った。さらにいすずでは三、八五八円の賃上げ要求にたいし、会社は実施中の四五分の定時残業を現在の実働七時間一五分に加えることを前提として六七五円のアップを提案したが、組合は一四日以降右の定時残業拒否に入った。そこで会社は二三日にいたって定時残業を実働時間に繰入れることは別個に考慮するとして六七五円の賃上げを基準賃金に含めると回答したが、組合はこれを容れず、二四日に半日ストを行い、翌日の会社回答にも不満であるとして二六日二四時間ストを行った。

一方、四月二日の大会で四日以降の事務管理部門の無期限ストを決定した日産分会は、四日、占領軍関東民事部カマチヨウ氏から中止勧告を受けたため、一応ストを中止したが、七日朝にいたってスト態勢の解除を行って団交を続行し、一、一五〇円のベース・アップと基本給一・四倍(四一二元)値上げ、ならびに家族手当四〇〇円値上げで計一、九六二元増額、実施は三月以降ときまり、地方税の会社負担、スライド制復活などの組合要求は白紙と会社側は回答してきた。これに対して組合側は、残業につぐ残業で漸く一、五五三台(三月実績)の自動車をつくっているにかかわらず、定時で食える賃金の要求をふみにじり、特別報奨金も一、五〇〇台を基準としていることから、げきこうして七日午前八時から連続二四時間ストに入るにいたった。トヨタ拳母ではこのように強力な闘争を行った結果、一〇日ついに一三、〇一八円の新賃金ベースで妥結、現行賃金の二、六七一円の賃上げに還元することとなった。また、いすゞ分会も六日、公休あけを期して無期限部分ストに入ったが、九日の中闘で戦術転換を決議し、最初の要求額を固執せず、スライド制についても妥結の条件としないかわり、基準内一、五〇〇円、生産プレミアム八五〇円のそれぞれ値上げを要求することとしストも解除した。会社は一、三五〇円のベース・アップ、生産プレミアムの二〇〇円値上げなどを内容とする七項目の回答を行い、組合は一二日一般投票に附した結果、三、一八四票中二、〇四七票の多数で受諾を決定一四日会社にその旨を回答した。かくして全自動車傘下の三社春季闘争は一応終止符をうったが、日産、いすゞでは妥結の前に執行部が実力行使を放棄したことに対してかなり不満が強かった。三社の給与形態は前表の通りである。

二、夏季手当要求

全自動車傘下の各労組は六月末一斉に夏期手当の要求を提出した。主な企業についてみると次の通りである。

トヨタ 春季闘争で獲得した三、〇〇〇円は賞与であるとの見解をとり基準賃金一ヵ月分平均手取七、八〇〇円と地方税の全額会社負担を六月三〇日要求。

日産 六月二五日、会社は賞与として手取平均四、一二〇円を支給したが、組合は一時金として一、四〇〇円を要求。

いすゞ 六月一八日、会社は慰労金として手取三、〇〇〇円支給を提案、組合は二〇日の闘争委で理論月収の一ヵ月分一〇、九七〇円と地方税のうち住民税の会社負担を要求することに決定、二三日、会社提案の三、〇〇〇円を均当割として含めた右額を要求。

民生ヂーゼル 六月二六日、手取六、〇〇〇円要求。

高速機関 六月二九日、手取五、〇〇〇円を要求。

右のような要求にもとづいて、各企業で闘争が行われたが、まずいすゞ分会は、七月七日、第五回の団体交渉で、夏季突破資金として手取平均一、二〇〇円を支給するとの会社回答を受け一日これを受諾した。また日産でも七月一六日、平均賃金の五〇%に相当する手取平均六、五九一円で妥結した。トヨタでは夏季賞与の一部として手取平均二、〇〇〇円支給(全額社員貯金くり入れ)の回答を受けたが、なお交渉をはずけた結果、七月二三日臨時賞与手取平均二、〇〇〇円のほか新型車記念手当として手取平均五〇〇円を獲得し妥結した。

三、秋季闘争

全自動車労働組合は七月三一日から三日間にわたり第一一回定例中央執行委員会をひらいたが、内外の情勢を詳細に検討した上に立って、平和を守る闘いの方針を具体的に立て

「単独講和調印反対」「全面講和会議開催」「軍事協定、再軍備反対」の三目標を中心とし、講和闘争を組織内に展開すると同時に、平和推進国民会議、賃金共闘委員会、地方における各戦線組織に積極的に方針をもちこむ。闘いは九月一日を期しての実力行使による大衆

行動に中心をおく。

ことを決定し、ただちに大衆討議にうつした。

つづいて八月二〇、二一の両日、中央委員会をひらいた全自動車労組は、さきに定例中執が決定した九・一闘争の提案を確認、九・一平和大会に実力行使で参加するとともに、この日を出発点として平和擁護闘争を発展させよとの主旨の指令を発した。指令内容は、つぎのとおりである。

(1)平和推進国民会議の線で進められている九・一平和大会に実力行使で参加せよ、(2)全分会は当日までに実力行使態勢をととのえよ、(3)各地の平和大会に地理の都合で参加できぬ場合は、九・一以前に最低一時間の職場大会をひらいて、職場の意志を決定しよりの大会に反映させよ、(4)平和擁護闘争は九・一を出発点として発展させるよう努力せよ。

以上のように闘争の盛り上げに努力しつつあった全自動車労組は六日、七日の中執委で九月中に各分会とも要求を出そろわせる、各地域では分会相互に連絡、共闘して、要求額もできるだけそろえるよう協力する、一〇月を賃上げ大攻勢の月として精力的に闘う、と決定し一〇月に向って秋季賃上げ大闘争を展開することになった。

かくして、トヨタ、日産、いすゞ三大分会は、九月二三日の共闘委員会で、それぞれの賃金額を確認しあった。すなわち、いすゞは二、五〇〇円賃上げ、日産は三、〇〇〇円賃上げ、トヨタは二、〇〇〇円賃上げを決定し、それぞれ会社側に提出した。その後、日産においては、会社側が、一〇月一六日総額一、二〇〇万円の増額(組合要求額手取二、〇〇〇万円の六〇%)とプレミアムの率引上げを回答すると共に、新しい賃金制度を提案してきたが、組合側は全員の無記名投票の結果、九〇・八%でストライキを決め、一四日から二六日まで、職場放棄の状態で闘い、二五日には四時間ストを決行した。かくて会社はついに二七日、ベース・アップ三、〇〇〇円と補給金二、〇〇〇円の要求を全面的に認めた。いすゞは、会社側が一〇月一二日手取一、一〇〇円を一〇月分から増額する旨を回答したが、組合はこれを不満として交渉を続行し、九四%の支持でストを決め、二八日から無期限ストに入ることを通告したところ、二七日にいたって、会社はベース・アップ二、五〇〇円の要求全額を認めた。またトヨタでも、九、一〇、一二日と団交をもったが、交渉進展せず、一四日、会社は生産報奨金の基準台数引下げ(一、五〇〇台を一、二〇〇台とする)と給与形態改正を提案したが、組合側はなお不満であり、九三・三%の賛成でストを決め、二六日から二九日まで無期限ストを行った。その結果、二九日になってベース・アップ二、〇〇〇円全額を認め、配分についても組合側の要求を承認した。これで全自動車は九一分会中七五分会が一〇月闘争に参加し一〇月三一日現在で、全面的に要求貫徹したもの二六、完全に近いもの一一、闘争中二五といふかなりの成果をおさめたのである。このような勝利について全自動車本部では、(1)全国的な共闘が組まれた、とくに三社では職場交流を活発におこなった、(2)九・一闘争によって組合員の一人一人がすっかり確信をもった、(3)電力問題、米麦統制てっぱい、平和問題が職場に浸透した、(4)物価高のため一般市民や組合員の家族が賃上げを積極的に支持し、今までにないふんいきだったことが原因であるとみている。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

